

令和 8 年度ひたちなか市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 8 年 5 月 2 7 日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、ひたちなか市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本庁組織、行政機関及び公の施設等が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるもののうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

イ 生活介護事業所

ウ 就労移行支援事業所

エ 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）

(2) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 法第 2 条第 2 項第 3 号の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所とは次の全てを満たすものをいう。

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 2 0 % 以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 3 0 % 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等及び目標額

調達する物品等は、障害者就労施設等が供給することが可能な物品等とし、令和8年度の調達目標額は、3,210千円以上とする。

5 調達の推進

物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等が提供できる物品等に関する情報提供を行うとともに、障害者就労施設等からの調達については、予算の適正な執行と契約手続きの透明性に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号の規定による随意契約を活用し、推進に努めるものとする。

6 調達実績の公表

調達実績は、当該年度終了後に概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

7 調達方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉部福祉事務所障害福祉課とする。